

子ども・子育て新システム検討会議 作業グループ 第1回会合

1. 日時

平成22年3月11日(木) 16:30~17:30

2. 場所

中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

3. 出席者

泉 健太	内閣府大臣政務官
高井 美穂	文部科学大臣政務官
大日向 雅美	恵泉女学園大学教授
無藤 隆	白梅学園大学教授
駒村 康平	慶應義塾大学教授

(事務局)

松田 敏明	内閣府政策統括官(共生社会政策担当)
岡田 太造	内閣府大臣官房審議官
金澤 和夫	総務省大臣官房審議官
妹尾 吉洋	財務省大臣官房審議官
徳久 治彦	文部科学省大臣官房審議官
香取 照幸	厚生労働省大臣官房審議官
川本 明	経済産業省大臣官房審議官

ほか

4. 議事内容

泉政務官 それでは定刻となりましたので、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」の第1回会合を開始させていただきます。

今年の1月末になりますけれども、幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援のための包括的、一元的なシステムの構築についての検討を行うために、「子ども・子育て新システム検討会議」の開催が決定し、その下に、関係府省の政務官をメンバーとします本作業グループが置かれることになりま

した。

幼保一体化を含めた新システムの検討については、年末の緊急経済対策や新成長戦略、子ども・子育てビジョンといった累次の閣議決定がなされておりまして、新たな政権においては非常に重要なテーマとなっております。

作業グループでは、有識者や保育を始めとする各種関係団体の皆様など、多くの方々からヒアリング等を行いながら、現場の声を踏まえつつ、議論を深めてまいりたいと考えております。

本日は、特にこれまで数多く研究、御発言をしてくださっております有識者ということで、恵泉女学園大学の日向雅美先生、そして白梅学園大学の無藤隆先生、慶應義塾大学の駒村康平先生をお招きさせていただきました。皆様におかれましては、本当に御多忙の中を御出席いただき、ありがとうございます。

それでは、早速始めさせていただきたいと思いますが、すみません、なかなか他の公務等との重複がありまして大臣政務官の出席が少し少ないことをお許しいただきたいと思います。遅れてくるメンバーも含めて精力的に議論をしていきたいと思っておりますので、どうか御理解のほどをよろしく願います。

本日は全体で1時間ということですので、大変多くのことをお話いただきたいのですが、各先生方から10分ずつお話をいただきまして、残り30分を基本的には議論に充てたいというふうに希望しております。とても10分で語れないというのはよくよく承知をしておるのですが、是非また議論も深めてまいりたいというふうに思っております。よろしく願います。

それでは、最初は大日向先生からということで願います。

大日向教授 大日向でございます。本日は、お招きをいただきましてありがとうございます。

私は発達心理学が専門で、母親の育児不安、育児ストレスを研究してまいりました。また、7年余り前からNPOとして地域の子育て支援・家族支援活動を行っております。また、私ごとで恐縮ですが、働きながら2人の娘を育てた母親でもあります。こうした立場から本日は「子ども・子育て新システムに対する期待」につきまして話をさせていただきたいと思っております。お手元に、資料1を用意させていただきました。

まず、2ページ目を御覧いただきたいと思います。私は、子育て支援を考えるときに、常に母親が直面している育児不安、育児ストレスを中心に考えてまいりました。お母さんたちの育児不安、育児ストレスは年々強まっております。立場によって、母親の悩みは当然異なります。専業主婦の方々の悩みは、一言で言いますと孤軍奮闘をさせられているという状況です。専業主婦の母親は、自分が置かれている状況を、よく「24時間営業のコンビニを一人できりもりしているみたい」と形容します。

一方、働く母親は、仕事と子育ての両立の負担の大半を一身に担っている大変さがあります。その

結果、仕事も育児も中途半端ではないかと苦悩する人が少なくありません。いずれも育児によって女性が社会的に孤立せざるを得ない、あるいは社会的に失うものが少なくないというのが実態かと思えます。

この辺りは、国際的なデータでも明らかになってしまっておりまして、3ページ目をお開きいただければと思いますが、人間開発指数というのがございます。これは、その国の国民の教育水準、平均寿命等を基に算出しておりますが、日本は182か国の中で10番目に位置しております。

ところが、女性が政治、経済活動にどのぐらい参加し、また意思決定に参画しているかを基にしたジェンダーエンパワーメント指数を見ますと、109か国の中で57番目です。人間開発指数とジェンダーエンパワーメント指数がこれほど乖離している国は日本ぐらいだと言ってもよろしいかと思えます。いかに日本の女性の力が社会的に浪費させられているかということだと思えます。

また、御案内のとおり、M字型就労曲線は依然として変わりません。第1子を生んで約7割の女性が職場を去っているのが現状です。

こうした女性の、特に育児をしている女性の状況を見ますと、子育て支援は女性の社会参画の在り方を視点において再検討することが必要であると思えます。先般政府が出されました「子ども・子育てビジョン」は親、特に母親の育児困難を解消する方向に向けて、画期的な理念展開をしていただけたと思えます。

5ページ目を御覧ください。このビジョンには、2つのことが書かれています。まず第一に、従来のように育児は家庭、親だけが担うのではなく、社会全体で子育てを支えるということですが、これは、文字どおり孤軍奮闘している親、母親の悩みを解消するものだと思えます。

第二に、仕事と生活と子育ての調和、M字型就労から台形型へと書かれています。これも非常に大切なものだと思えます。これまでのように仕事か子育てか二者択一的な生き方しかできないということは、人々の希望と大きく乖離しているだけではありません。日本のように世代間の支え合いで成り立っている社会保障の在り方からしても非常に大きな問題だと思えます。このまま少子化が進行する中で、女性の労働市場参加が進まないと、2050年までには2,400万人労働力が減るという試算もなされています。したがって、出生率の向上を図ることと経済成長を車の両輪としてGDPの成長率アップさせるということが、目下の重要課題だと思えます。

6ページ目をお開きください。こうしたビジョンを推進するに当たって、具体的施策として期待されること、そして留意点は何かということですが、昨年末に出されました新成長戦略には、「2017年までには働くことを希望するすべての人が仕事に復帰できるように」と明記されています。これは女性のライフスタイルに関する希望を実現するためにも、子育て支援と経済成長を同時に遂行するためにも、非常に大切なことだと思えますが、そのためにも保育制度の改革が必要と考えます。

日本の保育は、これまで保育関係者の御努力がありまして、働く親とその子どもたちにとって非常に大きな貢献がなされてきました。しかしながらいかんせん半世紀前につくられた保育制度ですので、経済社会の急激な変化に対応し切れていない面が少なくないことは否めませんし、制度疲労を起していると言っても過言ではないと考えます。

具体的な問題の一つとして、都市部では待機児童問題、地方は逆に児童が減少して子どもが集団生活の中で育つ環境が保たれなくなっております。

保育制度の改革の必要性は、女性が安心して働き続けることができるために不可欠です。安心して働くことができるためには、安心して子どもを預けることができなければならないからです。それが社会保障と経済成長を車の両輪として推進することにつながるのだと思います。

働き方は昨今、非常に多様化しておりますので、多様化した働き方に対応したサービスの多様化も必要です。そして、保育を必要とするすべての子どもに例外なく公的な保育を保障する。そのために国、市町村の公的責任で良質な保育の提供をしていただきたい。そのためにも、保育制度改革をはじめとした現物給付に対して、財源の重点的な投入を是非ともお願いしたいと思います。

7ページ目をお開きください。そのために考えられる新たな保育制度とは、利用者と事業者の公的保育契約を結ぶということです。このように申しますと、市町村等の公的責任が後退するのではないかと心配される声も多いのですが、しかし、実際は逆だと思っております。保育に関する国、市町村の責務を時代の要請に合わせて新たに築いていくことが必要なのです。

そのためにも、具体的には7ページ目の上にご書いてございます「保育制度改革の5つの前提」が大切です。とりわけすべての子どもの健やかな育ちを支援し、保育の公的性格と特性を踏まえること。更に、最後の5点目、質の確保された量の保障とそれを裏付ける財源の確保の大切さを強調させていただきますと思います。

本日は、この保育制度改革の詳細につきまして申し上げる時間がございません。社会保障審議会少子化対策特別部会で2年余りかけて議論してまいりました内容のポイントについて、事務局がまとめてくださったものを、本日は参考資料として付けさせていただきますので、後ほど御覧いただければ幸いですし、詳細につきましては事務局にお尋ねいただければと思います。

さて、最後に申し上げたいことは、保育の量を拡大することは確かに今、喫緊課題ではありますが、そのときに質の担保を前提としていくことが非常に大切だということです。なぜなら子どもの「今」は日本の社会の「未来」だからです。OECDをはじめとした西欧諸国は、今、発達初期の教育保育に注力し、全面的な財源投入を行なっています。幼児期の教育の重要性ということは、必ずしも幼稚園教育に限定されません、むしろ広く就学前の教育保育が子どもの生涯にわたる人間形成の基礎になるということを踏まえ、親の多様な生活スタイルのニーズに応えることを前提として子どもの観点に

立って、よりよい子どもの育ちを保障しようとする努力が必要ではないかと思えます。間違っても、安易な規制緩和は日本の未来を危うくすると、私は考えております。

「社会保障は、コストではなく、未来への投資」だという観点から、是非とも、就学前の子どもの発達環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。

最後に、それでは発達初期の教育・保育の質とは何かということですが、残念ながら、この点に関して日本はまだ十分御紹介できるだけのデータがございません。しかしながら、9ページをお開きください。アメリカは1990年代の初めから国家プロジェクト（NICHD：アメリカ国立小児保健・人間発達研究所）として、十数年に及んで子どもの発達について追跡研究を行なっております。専業主婦のお母さんに育てられた子どもと、母親以外の人の手によって育てられた子どもの発達にどのように違いがあるかということですが、膨大なデータを積み重ねた結果、発達に顕著な差はないということです。むしろ相対的に子どもにとって大切なことは、家庭であり、家庭のあり方が大きな影響力をもつということです。

しかしながら、ここで注目したい点は、養育力の高い家庭は質の高い保育園を選んでいるということです。それが、子どものよりよい発達につながっているということだと思います。

翻って、日本は今、格差が広がっています。子どもの貧困が深刻な問題となっております。養育力の低い家庭の子どもにとって、質のよい保育を提供するということは、発達の補完という意味からも非常に大切です。保育園がこれまで果たしてきた就労家庭への支援に加えて、子どもの発達をグローバルに補完するという点でも、保育園は大変大きな意義を持っていると思います。

さて、その場合の保育の質ですが、これはもちろん物理的な環境整備は当然ですが、中でも保育者の応答性の重要性が、このアメリカの国家プロジェクト、NICHDの研究から明らかにされています。

保育者の応答性と申しますのは、すなわち保育者の保育力ですが、保育力の維持向上のためには、保育者の処遇が大切です。養成過程の充実はもとより、現場に出ても研修を積み重ねて専門性に磨きをかけることができる環境整備、職員配置の向上等が図られる必要があります。

保育者の養成ひとつを考えましても、あるいは今日は触れませんが、地域の子育て支援者の養成にいたしましても、いずれもなかなか見えにくいところですが、それが子どもの発達初期の教育保育の質につながり、ひいては日本社会の未来の投資となるということ、是非とも申し上げたいと思います。

そのためにも、繰り返しになりますが、子どもの発達保障に関して国、そして市町村がしっかり関与して公的責任を果たすことが肝要ではないかと思えます。

ちょうど、いただいた時間がまいりました。以上でございます。ありがとうございます。

泉政務官 ありがとうございます。

続きまして、無藤先生お願いいたします。

無藤教授 私は2枚ほどのレジュメをつくりましたので、特にデータらしいものはありませんけれども、必要点だけを書きました。それぞれの基になるデータは関係部局、または今、大日向先生からの御紹介などにもあったものを参考にしております。

幼保の一体化ということがこの会議の基本的なテーマだと伺いましたので、それについての私の考えと、私は心理学の立場から現場の幼稚園や保育園の保育の改善の研究、あるいは支援活動をやっておりますので、そこでわかってきたことを整理いたしました。

最初に「幼保の一体化とは」ということであります。いろいろな意味で私は必要だと思いますけれども、現状、幼稚園と保育所というのは就学前の5歳の段階で言いますと、大ざっぱに言えば半々ぐらいのお子さんが幼稚園、または保育園に入っているという形になりつつあります。そういう意味では幼稚園も、また保育所もそれぞれに重要な役割を果たしているわけでありますけれども、それらがいろいろな意味で重なってきているというのが現状ではないかと思うわけです。

それを、大きく3つの観点で書きました。

1番目は、「子どもを預かる場として」の幼保の重なりであります。保育所はもちろんお子さんを預かっている場であるわけでありますが、幼稚園もまた預かり保育というものを通常の保育、幼児教育の後に行うという形で非常に広がってきていて、ある意味では保育所に近づきつつあると言えると思います。それから、また後でもう少し詳しく申し上げますが、認定こども園、目標2,000というのにはまだ大分遠い数ではあります、数百という大台になってきているわけであります。また、幼保とともに地域の子どもとして生活をともにすることが大事ではないか。こういう考えが基本になりつつあると思います。いろいろな幼稚園、保育園があってそれを選ぶということもありますけれども、日本全体を考えれば、その地域に就学前の保育教育を可能にする場があり、地域の子どもたちがそこに通える。そういうような形になりつつあると思うわけです。

2番目としては、「幼児教育の施設として」ということであります。幼稚園はもともと幼児教育施設であるわけですが、学校教育法上の学校教育の始まりでありますが、同時に保育所につきましても保育所保育指針が改定される中で、明確に幼児教育の施設として規定され、その実践を進めているわけです。また、後で申し上げたいと思いますが、幼稚園、保育所ともに小学校への連携・接続ということが現在非常に大きな課題になってきていますが、それもやはり幼児教育の質が問われてきているということであろうと思います。

3番目に、「保護者との連携の場として」ということであります。保護者支援につきましては大日向先生のお話、詳しい紹介、議論がありましたが、そのとおりであります。幼稚園、保育所にとっ

ても、その双方の業務として大きな課題であります。その中で特に、保護者に対して幼稚園あるいは保育所の幼児教育の考え方を理解してもらおうということが、保護者支援の最も基本となるものではないかと考えます。そういった考えが幼稚園教育要領、また保育所保育指針において打ち出されています。また、最近では就園前の1歳、2歳、場合によってはゼロ歳も含めて、親子、保護者への支援というものが幼稚園、保育園あるいは子育て支援センターなどで広がっている最中であります。

さて、今、申し上げた中の一つとして認定こども園の問題があります。認定こども園についてはいろいろな理解が可能かとは思いますが、私は幼保の一体化の試行として見ることができると考えております。

改めて申し上げるまでもないことを、復習でありますけれども、まず「設立の趣旨」は、認定こども園というのは保育所、幼稚園の機能の優れた部分を合わせていこうというものでありまして、乳幼児保育、幼児教育、子育て支援、この三者を一体的に行う場であります。

数年間の試行のところで、多様な保護者のニーズに対応し、地域の実情に応じた柔軟な運用が可能になるという目的であります。それはかなり実現しつつあると思えます。現在、数年間の実践の成果、結果、これは二百数十の園でありますけれども、幾つかの調査が進行しておりますが、そこに私も関わっているいろいろな現場を見ております。

1つは、幼保の伝統は相当にやはり実際には異なるわけで、幼稚園教育要領と保育所指針は文言としては非常に重なってまいりましたが、やはり現場の流れとしてはかなり異なっております。しかし、認定こども園の中で一体化の試みを進めてきました。そして、そこで新たな統合的な保育の在り方というものが生まれてきたということで、それが一つのモデルに十分になり得るのではないかとこのように考えます。

また、保護者調査などにおいても、保育時間を選べるとか、就労にかかわらず利用できるという非常に弾力性のあるシステムについてでありますので、評判もかなり高いと言えらると思えます。

3番目に、補助その他の問題、これは現在厚労省、文科省で検討されているそうでありますけれども、さまざまな会計処理等の問題、また特に幼稚園が認定こども園に転換する場合には調理室の設置というものが必要になりますが、これはなかなか資金的には厳しいということ。それから、改めて認定こども園で幼保を一体化しようとする、幼稚園と保育所、補助の在り方が非常に異なるだけではなくて、利用者負担の公平性、あるいは平等性というものをどうとらえるか、非常に難しい問題です。同じ料金設定にすればいいという問題では多分ないとは思いますが、そこら辺を考える必要があると思えます。

それから、めくっていただいて、保育サービスの質の問題であります。これは、先ほど大日向先生が最後におっしゃったとおりであります。更に幼保の保育の中身に入って考えますと、保育という

のは養護と教育の2つの面で考える必要があります。つまり、子どもを安全に預かるということと、幼児期にふさわしい子どもの学びを援助すること、これが養護と教育であります。保護者にアンケートを取るなどしても、幼稚園であろうと、また保育所であろうと、子どもをちゃんと預かってほしいということと同時に、幼児教育の質を高めてほしいという希望があります。

先ほど申し上げたように、幼稚園はもとより幼児教育の施設ですが、保育所においてもやはり養護とともに幼児教育を望むということが強くなりましたし、また幼稚園においては逆に養護の面と申しますか、子どもが安心して通える場にしてほしい。それを重視するようにもなりました。

保育サービスの質の2番目としては、家庭教育の格差の問題であります。これも大日向先生の議論と重なりますけれども、幼児期の教育というものは家庭教育とともに行うと規定されておりますが、やはり経済格差が家庭教育の質を生み、それがひいては例えば小学校教育の学力格差につながるということであり、これも少しずつ日本でもデータが出てきております。それを補う上で、質の高い幼児教育施設の教育的意義が非常に大きいと思われまます。

この経済格差は幼稚園、保育所、各々においてかなり見られるのではないかと思います。今、平均世帯収入は、幼稚園、保育所を機械的に比べますと、やや保育所の方が全国平均的には高い。実際に格差という意味では、保育所の幅は非常に大きいわけでありまます。いずれにしても、幼稚園であろうと、保育所であろうと、どの子どもにも一定水準の幼児期の教育を確保することによって家庭教育の質の差、格差をある程度は補えるのではないかと思います。

3番目には、保育というものが専門性を要する、そういった業務であるということでありまます。養護と教育、その両面という意味では、なかなかこれは難しい仕事であり、それなりのキャリアと、あるいは現職のトレーニングが必要で、専門性のある保育者が関わるべきものだろうと思いまます。また、保護者との関係におきましても、保護者支援と言っても今、保護者の学歴、教養は極めて上がってきておいまますので、そういう意味で保護者以上に幼児期の教育への識見を持つことも大事だと思いまます。

また、実際にお子さんを保育するというのもなかなか難しく、技量が必要ではないか。専門性は学校を出ればそれで100%OKではなくて研修、仕事をしながら確保していくことによって高めていくべきものだと思いまます。

最後に、小学校教育への基盤をつくるという意味での幼児教育について触れておきたいと思いまます。これはちょっと長いレジュメなので簡潔にお話したいと思いまますけれども、幼児期の教育、幼児教育を考える上で、小学校以上の教育への基盤となるという視点は非常に大事だと思いまます。それが、幼稚園においても保育所においても確保されることが必要です。

幼児期の教育の原理というものを私なりに簡単に言えば、それは無自覚の学びということにあると思いまます。つまり、楽しいことをしている。身の周りのすべてについてわかっていく。そして、つ

くり出し、集中することを通して結果的に学びが起こるということでもあります。

幼児期教育の方法は、環境を通しての保育と呼んでおります。子どもたちにとっての身の回りの環境、幼稚園、保育園の中の環境を改善していくことです。

めくっていただいて、それに対して「小学校教育の原理は自覚的な学びにある」ということです。時間割の中で、授業という形で先生が説明をする。そのためには、課題に集中する。目的を持って追求する。言葉で、または自覚的に学ぶことが大事です。

そのために幼児教育において最も必要なことは、私は「学びの基礎力」と呼んでいるのですけれども、何についても興味を持ち、また自らを統制し、集中し、粘り強く取り組み、更に仲間と協同して目的を達成する力であります。これを、幼稚園や保育所で育てることが一番肝心な点だと思うんです。その上で、保育内容5領域があるわけですが、その個別的なことを指導しながら小学校の教科教育につなげていくということが大事だろうと思います。

「5) 幼児期の終わりまでに可能としたい主な活動とは」ということでいろいろ羅列しましたが、これは幼稚園教育要領、または保育所保育指針の改定の中で新たに特に強調された幾つかを挙げて、先ほど申し上げた「学びの基礎力」を育てる意味で重要な活動の例示でありますけれども、このように新しい幼児教育の流れの中で小学校教育の最も基礎となるところをしっかりと養成しよう。こういう考え方が生まれてきているということをお紹介申し上げました。以上でございます。

泉政務官 ありがとうございます。

それでは、駒村先生お願いいたします。

駒村教授 慶應義塾の駒村でございます。私は経済学、そして社会保障論を専門にしております。そういう立場から、この問題について報告させていただきたいと思っております。

資料は3点ございます。

1つは日経新聞の「経済教室」で、2008年7月に書いたものでございます。

それから、「第17回 ドラマ…」と書いてあるのは、生協のホームページに私が連載しているものでございます。内容としては、未来から理想の政治、政策を議論しようじゃないかということ呼びかけているものです。経済学者として、今日のお話はどちらかと言うと数字的な話、経済的な効果、クールヘッドな話が続きますけれども、決してそういう意味ではクールヘッドだけで物を考えているわけではなくてウォームハートもありますので、是非その生協のホームページの方の論文も一緒に、これは熱い思いを書いておりますので見ていただきたいと思います。

資料に従ってお話をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に目次というか、構成を示しております。両立支援の問題、現行制度の評価、そして政策の連携性の問題、そして新しいシステムに対する提案という構成にさせていただきたいと思っております。

では、2ページに入りたいと思います。4つのブロックに分かれているわけですが、次世代育成の支援政策というのは4つの体系に分かれるだろうと思います。これは保育サービス政策、それから当然子どもを対象にしていますので就学前の教育政策、それから労働政策としての両立政策、そして所得保障政策としての子ども手当、こういう4つの分野によって構成されている。この4つの分野が相互に連携していかなければならない。相矛盾した政策を行ってはいけないうらうと、こういうふうに思います。

では、次の3ページ目を見ていただきたいと思います。どういう問題を抱えているのか、どういう目標を達成すべきなのか。

まず保育サービスの不足の問題でありますけれども、ビジョンで示されているのは、5年で25万人分の保育サービスを提供するということが書かれています。しかし、もっと長期的に見て、更に出生率の上昇や女性の労働力率のさらなる上昇を期待すれば、あるいは景気の循環によってはもっと働きたい方も出てくる可能性もある。少し幅を持たせると、場合によっては50万人くらい将来的には出てくる可能性もあるう。これは高めに出していますけれども、そういう数字も出てくるのではないかと思います。この辺は、やや幅のある数字だと思います。

それから、労働政策については、既婚女性の就業率を今よりも10~20%程度上昇させなければいけないということ。これはどういうことなのか、なぜこれが必要なのかというのは後ほどお話をしたいと思います。

それからもう一つ、これは経済学では人的資本政策と言いますけれども、就学前の教育、あるいは良好な育成環境を子どもたちに保障するということは、極めて効率性の高い政策であるということが各国の研究、特にアメリカ中心のノーベル経済学賞をもらったヘックマンの論文などが有名ですが、出されています。

特に、不利な環境にある子どもたちに対する良好な育成環境の保障という意味での投資収益率の計算が行われておりまして、賃金の上昇、社会問題を抑える、失業率を抑える、子どもたちが将来そういう社会的な問題を起こさないというような収益率を計算すると、投資収益率は16%という極めて高いものであるという報告もございます。育成環境を保障することによって、子どもたちの教育や情緒、生涯の健康を維持できるというような研究も多くございます。

それからもう一つは、現金所得保障政策としての効果、これは日本の子どもたちの貧困率が上昇している。その結果、貧困の連鎖が生まれる可能性もございます。OECD各国のデータを見ますと、GDPに占める子ども向けの現金給付の比率が高い国ほど子どもの貧困率が低いという報告がございます。そういう意味では、子どもの貧困を下げるという政策としては、この所得保障政策は有効なんだろうと評価しております。

こういった中で、幼保一体の重要性というのをどう整理していくのかというのは、大きく社会システムが変わってきた。これは、4ページ目で簡単に御説明したいと思います。

従来は、いわゆる日本社会は、一人働き社会というシステムでありまして、専業主婦世帯は幼稚園、そしてそこで教育をしてもらい、共働き世帯あるいは一人親世帯は保育所でむしろ養護や保育を重視するというふうに棲み分けモデルだということになっていた。この棲み分けが続くんだということで、施設経営やスタッフ、これの利用者もともにその中で最適な棲み分けをしていた。ところが、社会が労働市場、産業構造の変化の中で共働き社会になってくると、ここで幼保一体というものが必要になってくる。棲み分けではなくて、幼稚園と保育園の数的ミスマッチが発生した中で資源の不効率が生まれてくる。そうなってくると、棲み分けが大変難しくなってくる。こういう中で、しかし、一方ではスタッフや施設の経営者、あるいは利用者の中でも、その社会変化に対する適応の遅れがある。または、異業種間競争のおそれも抱えているというわけです。

こういう意向を後押しするためにはどういうことが必要なのかというと、1番目としては当然就業率の上昇とともに出生率も改善させて子どもたちの数が増えてくれば、これはパイが増えてくるということになってくる。それからもう一つは、サービスの内容の実質共有化をしていって、実質的には共通しているわけですからこれは共通しているんだということを明らかにしていく。それから、決してコストカット競争にはならないんだよということで安定財源を確保するということが大事だろうと思います。

では、5ページ目に入っていきたいと思います。ここで、両立支援の重要性を改めて確認させていただきたいと思います。

6ページでは、有配偶女性の労働力率の上昇がここ20年間ほとんど見られていないということをもまず確認させていただきたいと思います。

その次に、7ページ目には年金の財政予測の中で前提になっている有配偶女性の労働力率の変化が書いてあります。年金財政の検証は2009年に行われていますけれども、現行制度があたかもつような議論がありましたが、これには前提がある。これは、女性の労働力率がこのように2030年までに10から十数%上昇するというのを織り込んでいる。これが達成されなければ、現行年金制度は極めて不安定になってくるということになります。

仮に民主党が年金制度を切り替えたとしても、この支える数の減少は同じ問題を抱えていきますので、どうしてもこの分を上げないと、年金のみならず社会保障制度、すべてあやしくなってくるだろうと思います。つまり、既に労働力率上昇の前提というのがもう織り込まれている。更にその前提として、保育所が整備されるということが隠されているという問題があるわけです。

では、ここで6ページ、7ページまで終わっておりますので、次に8ページに入りたいと思います。

これはややテキスト的なことになりましても、政策目的と政策手段の間には適切な対応関係がなければいけない。それからもう一つは、複数の政策目的を達成するためには同じ数だけの手段が必要であるということでございます。1粒で2度おいしいとなってくると、どこかの目的が傷んでいるということになってきますので、まず政策目的が何なのかというところで、先ほど見られた4つの政策目的があるわけです。

政策手段も、ここで4つございます。この政策手段、政策目的が適切に組み合わせられているのか。そうした政策が継続的に行われ得るのか。つまり、子どもをちゃんと持って支えられる社会になったということを家族に、お父さんにそういう期待を抱かせることができるのかという見通しの安定性を達成できるのかということも重要だと思います。

それから、政策手段の間でその整合性が取れているか、矛盾はないかということも重要かと思いません。

9ページに入っていきたいと思えます。これは先ほど申し上げたことなのでもう繰り返しませんけれども、先ほどブロックで申し上げたことなので、さまざまなことは今、申し上げたことをまとめたものだけですから、9ページは「各制度の課題」というのを書いております。

そして、10ページにはこういう問題に対して幾つかのアプローチが発生しています。

1つは、市場メカニズムにゆだねればいいのかという議論です。保育サービスを市場メカニズムにゆだねればいいのかという議論がございますけれども、これは大変難しい部分がある。

1つは情報の非対称性、子どもはサービスそのものを評価することができない。選択することがなかなかできない。それから、先ほどもお2人の報告でありましたけれども、アウトプットの測定が大変難しいということがあります。表面的な親の満足度だけではアウトプット評価にはならないということで、結局現時点ではアウトプット評価が不十分なため、インプット規制という形で何とか質の担保ができていると、こう考えているわけです。

ただ、海外の研究では、スタッフの比率や正規労働者や資格、有経験者の配置が高いほど、子どもの発達にはプラスになるという研究もございます。

逆に市場でやっしまえば、質の高い保育サービスはコストが高くなって、結局高所得者の親しかアクセスできないということで、保育市場における格差が発生して、それが結局世代間の貧困の格差につながっていくということになります。そういうことを考えますと、単純な規制緩和と市場化では難しい問題がある。

その一方で、現状を変えていくためには、先ほど大日向先生からもお話あった新しい保育システムというのを厚生労働省で議論しております。これは契約、選択、参入というキーワードであります。

これをまとめますと、現行の公的の仕組みの中に一部、部分的に市場メカニズムを利用していく。これを学術的な言葉で言うと、準市場メカニズムと呼びます。部分的に採用するということでございます。

そしてもう一つ、11 ページ目には国と地方の関係がございます。よくサービスは地方、現金は国が担当すべきである。だから、サービスは全面的に地方にゆだねればいい。これもよくある議論で、考え方としては私も賛成するところが多くあります。

ただし、幾つか留意点があるかと思います。

1 つ目は、保育サービス政策というのは労働政策と密接に関係しております。労働政策という側面が1 つある。これは、なかなか自治体では対応するのが難しい。

2 つ目は、人口の問題という長期国家戦略に関わる点である。

3 つ目は、一部の自治体がいいことをやっても、結局住民が移動してしまえば日本全体の出生率の上昇や労働力率の上昇にはつながらない。いわゆる学術的に言うと「足による投票」というものが発生してしまうということがございます。

最後に、どうしても人々は今から起きる介護のようなものに関心の重点が進んで、もう過ぎてしまった保育には問題意識としては軽視しがちになるというわけで、単純に一般財源化をしてしまえば保育とその他のサービスは競合して負けてしまうこともある。なぜ高齢者の介護が劣化していくのか、年金が劣化するのか。これは、子どもの数が減っているから、支え手が減るから劣化していくわけにありますので、こういう少子化のコストの「見える化」が進んでいない以上、そういう問題が発生してしまう。

こういう問題はどういうふうに対応すればいいのかということ、従来のようなひも付き補助金ではなくて、しかし一方では確実に子どもにお金が出る。子どもの分野にお金が出るという意味では「色」付きの、「こども」の「いろ」が付いた財政支援が必要になってくるだろうと、こういうふうに思います。

ここでは2 つ、先ほど出ていた準市場、それから「色」付きの財政支援というのが大事だと思います。そういった上で、最後にまとめとして新しい保育システム、新しい社会システムの開発が必要になってくる。それを提案させていただきたいと思います。

1 つは、育児休業と保育サービスの連携をどう進めていくのか。育児休業を使わせない企業は、保育所、公的サービスに負荷をかけているわけですから、そういうところには実は多くの負担をしてもらいたい。社会的なコストの負担をしてもらいたい。育児休業をちゃんと使っているところは社会的コストにしわ寄せしていないわけですから、少ない負担でいいだろう。あるいは、プレゼントを渡すというインセンティブを付ける。

それから、先ほど申し上げた資源のミスマッチを解消するための幼保一体化を進めていく。具体的に言うと、ここに書いてあるように実質的なサービスの一体化、実質的にサービスが同じようなものになっているということを目指していけばいいんじゃないか。

13 ページには、大きな構想というのが書いてあります。これは日経新聞に書いたものとほぼ同じものでありまして、これにどういう名前を付けるかというのはまだわかりませんが、何か特別な基金をつくって企業側からの負担金と労働者からの負担金、そして国税、地方負担を入れて、そして個人には育児休業もしくは保育サービス、これは企業側と相談して決めていくわけですが、選択してもらおう。それから、自治体側にはその他のサービス、子ども支援のサービス、それから現金給付、これを自治体にはどちらに重点を置くかを選択してもらおう。こういうシステムをつくっていけばいいのではないか。

14 ページでは、このシステムを従来の介護保険との比較において整理したものをまとめて表にさせていただきました。

大変雑駁な報告でありますけれども、私は以上にさせていただきます。どうもありがとうございます。

泉政務官 ありがとうございます。

それでは、意見交換をさせていただきたいと思います。本日は文部科学省の高井大臣政務官も来ておりますので、是非このメンバーを中心に意見交換を積極的にさせていただきたいと思います。

口火というか、改めてですけれども、なぜ一体化なのかということについては、我々は今回はと言うと変ですが、財政の削減のため、効率化のためとは考えておりません。

やはり1つはこういった保育行政、子育て行政、これは文部科学省も含む、そういったものの簡素化というものを現場の目線に合わせていくということが大事でしょうし、もちろんすべての子どもたちをどうとらえるかということが何より大事だというふうに思っておりまして、そういった意味での考え方、あるいは、待機児童の対策ということでもありますし、また家庭の中の立て直しということもやっていかなくてはいけない。そういう中で、一体化がどういう役割を果たしていくのかということから我々が入っていきたくて思っております。

といいますのも、例えば今、保育園での保育指針や幼稚園での要領について、これが家庭に浸透しているのかというと子育て家庭、利用者の家庭であってもままならないという状況であろうし、ましてや利用していない家庭においては、正直言いますとほとんど伝わっていないんじゃないかと思うわけです。

本来、すべての子どもの権利であるところからスタートするのであれば、すばらしい指針と要領なのであれば、社会全体がこれを共有するべき性質のものであるだろう。

しかし、一方で、余りにもそれは現在の指針と要領ということでばらばらな状態で、それぞれにイメージもある中で社会に浸透させていくというのは難しだろうという意味で、この指針と要領も本当はきれいに一本化することができないのかなと考えるわけです。

そうすれば、翻っているいろいろなものが一つになっていくだろうということも考えるわけですが、まずそういったこの可能性について皆様はどういうふうにお考えになられるかということをお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

大日向教授 就学前の子どもの育つ環境、暮らす環境は親の生活スタイルによって幼稚園、保育園と従来分かれてきたこと、この辺りは是正すべきだということは本当にそのとおりだと思います。

しかしながら、保育所保育指針の中には、先般の改定で教育というものはかなり入りました。また、幼稚園教育要領の方にも保育の必要性ということが入って、指針レベル、教育要領レベルではかなり一体化が進んでいると思います。

ただ、今、政務官が言われたみたいに、親のところになかなか浸透していかない。そのとおりですね。更に申しますと、保育者、幼稚園の先生方の中にも、養成課程で学んできているときは一応勉強はしたけれども、それが具体的に現場の中にどのくらい消化されているかというところでは、なかなか課題は大きいと思います。

ただ、これは指針を理解しろ、幼稚園教育要領を理解しろということではなく、現場で実践していく中で染みていくことではないかと思うわけですね。取り分け、私は先ほど女性の就労支援ということが今後の社会保障の持続可能性において非常に大事だということを申しました。その点から考えると、やはりいろいろな多様な働き方を認めつつ、女性が育児期も社会からシャットアウトされないような生活を保障するという実態を整えたときに、ではそれが子どもたちにどういうふうには保育園、あるいは一体化された幼保一体の中で実現されていくかということを目の当たりにしたときに、初めて親が理解できるのではないかと思います。

その意味でも、保育園の先生方は教育的なことは十分理解されていると思いますが、なお一層の理解は求めたいと思いますし、幼稚園の先生方にはやはり福祉の観点、社会保障の支援という観点を一層理解していただき、これを保護者に伝えていくということをしていただければ、前回おっしゃったようなことにつながっていくのではないかと考えます。

無藤教授 御指摘の幼稚園と保育所、あるいは幼稚園教育要領と保育所保育指針の一本化、一体化でありますけれども、私はその方向に進むべきだと考えております。そのために具体的に何をしたらいいかで、3つほど申し上げたいと思います。

1つ目は、先ほどもプレゼンテーションで申し上げたように認定こども園の実践的な試行、これを活かすことが必要だと思います。幼稚園、保育園、文章だけ見ると似ているようで、やはり実態とし

ては相当に異なった伝統を持ってやってきました。そういう意味では、現場で3年ほど試みて非常にいろいろな苦労があると思いますが、その一つひとつを洗い出しながら新たなイメージをつくっていく。そして、それを全国的に展開する必要がある。

2つ目は、家庭にあまり伝わっていないのではないか。全く御指摘のとおりだと思います。1つの理由は、例えば、隣同士であっても自分の子どもは幼稚園に行っていて、隣のお子さんは保育所に行っている場合、実はほとんど付き合いがないようなものですね。特に最近はお子さんが行っている幼稚園、保育所の保護者同士で知り合うということが増えてきているわけですが、そうすると逆に同じ園でなければ知らないということがあります。そのためにはということです、もちろん東京のような非常に大きな都市ではたくさんの幼稚園、保育所があって選べますけれども、それ以外のところでは、基本的に地域に大部分のお子さんが行く園がある。そこには、どういう家庭の事情であれ通えるんだと、それを基本に据えるべきだと思うんですね。そういう意味で、それが1つ。それからまた、そのためには今の幼稚園、保育所、認定こども園なり、もっと地域に開いていって、子育て支援なり、もう少しいろいろな、例えばお年寄りとの関わりとか、広げながら地域が支えていくような幼児教育の施設、保育施設になっていくべきだと思います。また、保護者が、お子さんをそれぞれ幼稚園、保育所に通わせている。考えてみたら今、現役で自分の子どもが通っていないなくても、かつては通っていたと。あるいはある年齢になると孫が通っている。その割には、幼児教育なり保育への理解が進んでいないような気がいたします。そういう意味では、幼稚園、保育園側の保護者への関わりの弱さ、保護者ともっと連携して幼児教育、保育の在り方をわかってもらうという努力が必要だと思います。

3つ目は、大日向先生もおっしゃった養成、または研修の問題です。もっと養成課程を場合によっては一本化するというところに早めに踏み切っていく。実態としては、大部分の養成課程の学校は、幼稚園も保育所も両方出してはいますけれども、やはりカリキュラムを一体化するというのと、もう一つは研修ですね、現職の方々の研修も一本化していく。そこで1つ考えるべきことは、実は幼稚園と保育所の違いとともに公立、私立の問題があります。日本は国際的にも私立・民間の役割が非常に多い。それが日本の特徴でもあり、ある意味では優れた点でもあるんですけども、研修というときには幼稚園と保育所と分かれるだけではなくて、公立と私立でも分かれてしまうことが多いわけですね。これを地域ごとに一本化する中で、具体的に幼稚園、保育所をどうやってまとめていけるか、交流していけるかの知恵が出てくると思っています。

駒村教授 私は、児童福祉の専門というよりは社会システムですので、お2人の専門家の御意見に余り加えることはないとは思いますが、認識は政務官と同じでございます、実質はもう同化し始めている。資格も両方持っている方があふれている。

しかし、先ほど4ページで触れたように、そのスタッフ、提供者、そして親の方がまだ政務官がお

っしゃるように浸透していない。この適応の遅れというのはまさにあると思います。認定こども園のヒアリングをすると、この両方が入っているとなかなか現場でも苦労している。親の方でも、幼稚園に入れたつもりはない、保育所に入れたつもりがないというような形で、かなりストレスがある。

そこで、認定こども園では現場で工夫して苦労しているようでございますので、是非認定こども園の経験もヒアリングしていただいて、余り現場から離れて上からというのは難しいと思いますけれども、その工夫を取り入れていった方がいいんじゃないかと思います。以上です。

泉政務官 高井政務官、いかがですか。

高井政務官 文部科学省の高井美穂と申します。本日は、それぞれに貴重な御提言ありがとうございました。

たくさん聞きたいことがあって悩んでいるんですが、私は個人的にも本当に子どもの貧困対策、イギリスで今、法案が多分審議中だと思うし、駒村先生の方にもやはり早期介入すると社会的コストが将来的に安くなるとか、いろいろな面からも子どもの貧困対策というのは本当にやらなければいけない。私も、政治家としてはこれこそ最大、最後のテーマとっていて取り組みたいんですが、私にとっては幼保一体化というのは、まずその第一ステップです。

親がどういう環境にあれ、子どもにとって最善の教育、保育が受けられる施設をつくるということは、本当にまだスタートというか、第一ステップであって、いろいろな問題点は今、頭の中で大分御指摘いただいて整理もできたんですが、やはりそれにはまず国民の皆さんに理解してもらうためにも、今まではやはり過去の経過上、教育と保育を分けてきた。

もはや教育と保育を分ける必要は、私たち親の立場からするとなくて、教育か保育かではなくて教育も保育も、そして公立も私立もという形で大きく網をかけるように、今ある保育所や幼稚園を否定するわけではなく、それを全部包み込む形で一つ、もう一つ上の充実した施設をというふうに考えているんですね。

先ほど来、御指摘があった認定こども園の問題点は、御承知のとおり一体化していくことが必要なのですが、根拠法が別々である以上、または所管が別々である以上、幾ら一緒にしても結局、幼稚園児、保育園児というのは残ってしまう。

やはり考えているのは、この間、総理からも御発言があったんですが、子ども庁なり、ここの部分を一つにして、最終的に本当は子ども省なり、子どもの貧困対策でもやはり教育と医療と福祉とセットでやらなければいけないので、子どもの目線から見た省をつくるということは最終目標として大事だと思うんですが、まず子ども庁のような形で補助金なり、制度法律の根拠なりをやはり一つにしていくことも並行して大事だと思っています。

そのときに、運営主体が今、学校法人と社会福祉法人と保育所と幼稚園と分かれています。具体的

な話で恐縮ですが、駒村先生から御指摘のあった市場参入についてはいろいろな問題がありますよね。それで、一緒にしたときに、どちらかに寄せるといってもまた難しいのかなと思ったり、しかし、新たな法人格をつくるというのもまた難しいのかなと思ったり、税制優遇とか、株式会社との整理といいますが、どういう主体的な法人、もちろんどちらかに合わせるということもあると思うんですが、どういう法人というか、政府として優遇する形でやるのがいいのか、すごく悩んでいるところです。

お聞きしたいのは、まず教育と保育を分ける必要性についてはもはやないということをやはり国民の皆さんにわかっていたかなくてはいけないので、そもそも論の大きな定義としてそれをばんと打ち出した上で、次のステップの具体的なところに入りたいんですが、その運営主体なり税制の優遇、その公的な支援の、政府としてその予算の持っていく方をどういう形にすればいいのか。もし御提案あればお願いしたいと思います。

駒村教授 問題意識は私も全く同じで、教育と保育を分けて積極的な理由はなくて、これは行政上の問題と、それから現場で働いている方の意識の問題、それから実は利用者の方もこれはまだ一人働き世帯モデルの中で止まってしまっているという状態がひとつあるだろうと思います。

それを解消するために、確かに行政システムの方から変えていくというのも一つだと思います。ただ、現場がそこについていくかどうかというところで、先ほどお話のように分離のままでいいのか、第3型の組織をつくっていくのかというのがあると思いますけれども、第3型組織というのはまた組織をつくるわけですから、これもなかなかどういうものがいいのか、私はすぐに思いつかないわけです。

結局、新しい支援方法というのは保育システムの検討会でも議論されているように契約、今までのように保育所に対する施設補助から、今度は個人支援という補助に変わっていく。そして、契約制度になってくる。公的契約で、公的フレームワークの中の契約というルールができていきますので、そういう意味ではいろいろな問題が起きてくると思います。会計上の問題、またはさまざまな補助、公的支援の問題、いろいろ出てくるとは思いますけれども、その一つのフィールドはそろっていくのかなと思いますので、そういう意味ではあえて無理やり組織といいますが、社会福祉法人か、学校法人かという組織の議論をやらずとも、フィールドをそろえればいいのかと私は思っております。そのいろいろな問題は後で、多分お2人から出てくるとは思いますけれども。

それからもう一つは子ども庁の問題、これも大変重要だと思います。私もかなりポジティブに考えておりますけれども、一方ではこれは労働政策との問題もございますので、先ほど私が言ったようなプランが多分子ども省のかなりのお金の流れをカバーしてくる、10兆近いお金をカバーしてくるようなフィールドになると思いますが、労働政策との連携というのもやらないと、そこは残った部分かなと思います。以上です。

無藤教授 幼保一体化という方向にすべきであろうという御指摘は、全くそのとおりだと思っています。そのためには、ある程度行政的にも一元化に進むということは必要であろうと思います。

ただ、1つだけ気になっているのは、先ほど私のプレゼンでも申し上げましたけれども、幼児教育の質を考える上で、やはり小学校教育とのつながりの中で小学校以上の教育の基盤をしっかりとつくるということが必要だと思うのです。そういう意味では、学校教育としての側面というものをそこでどう保持していくかということは、かなり注意深く行う必要があるのではないかと考えています。

それから、運営主体の問題については、私は専門でなくてよくわかりませんが、学校法人あるいは社会福祉法人、実際に理事等で関わったところで申し上げれば、社会福祉法人というのは保育所をもちろん経営できますけれども、それ以外に福祉、さまざまなものの主体でもあり得るわけですね。学校法人というのはその名のとおり学校、幼稚園を含めた学校に限定されているので、そういう意味では2つは余り対等な関係にはない気がいたします。そこをどう整理していただくかということが1つです。

それからもう一つは、株式会社等その他の運営主体が入るということもあり得るのかもしれませんが、少なくとも保育の質なり基準なりというものをしっかり保つ。運営主体がどうであるかが大事だというよりは、結果として幼稚園、保育所の質がしっかり担保される工夫、それが大事だというふうに思っています。

大日向教授 発達初期の子どもたちの置かれている環境に非常に熱い思いを持ってくださっている政務官には、大変ありがたく思います。OECDもその点は非常に注視してしまっていて、スターティングストロングという姿勢で臨んでいるわけですね。

ただし、その場合のスターティングストロングというのは、教育と保育を分けているわけではないんですね。子どもの発達保障という観点から考えますと、先ほどの無藤先生の資料の中にもありますが、就学前の子ども保育の中には既に教育が入っています。教育の中には既に保育が入っています。それを4時間でやるのか、8時間でやるのかの違いだと考えてもいいと思います。

例えば無自覚な学び、これは非常に大事です。それは何も教材を使って、あるいは音楽教育をする中で学ばれることなく、お昼寝をしたり、お食事をしたりという保育の中にこそ入っているというふうに考えますと、実は現場の中ではもう教育、保育は分かれていないということですね。

そう考えますと、やはり視点は、親の就労支援、社会進出、あるいは子どもの貧困等をどうやって社会全体で支えていくかということを考えていくと、おのずと中身というのは現場では一体化されているというふうにとらえていくこともできるだろうと思います。

それから、子ども省ということに関して、私も駒村先生のお考えに賛同いたします。理念としては非常に私も賛同いたしますが、子どもの問題は福祉の問題全体、社会保障全体の問題、労働政策全体

の問題から考えていく。もちろん子ども省を提案されている方々の中にそういう思いは当然入っているとと思いますが、一般的に子ども省と言うと子どものことだけと考えられてしまう。そうすると、高齢者の方々は自分とは関係ないんじゃないかと、社会的コンセンサスが得られなくなってくる。

子どもに手厚くスターティングストロングで保障していくことは、高齢者も含めて社会全体への投資なんだという観点を是非とも打ち出していただきたいと思います。そうなりますと、子ども省という名称の中に「未来への投資省」というようなサブタイトルも付けていただいた方がコンセンサスを得られるのではないかと考えております。

高井政務官 そうですね。徳島は、子ども未来課という名前なんですね。

正確に言うと、民主党で言っていたのは子ども家庭省なので、家庭と子どもということで労働施策も含めるようにという形でかねては提案していたんですが、省庁再編まではなかなかちょっとステップが高いので、例えば内閣府に子ども庁のようなものをつくって、保育所課と幼稚園課を一緒にして、そこから一緒にまさにスタートしてみるというようなことを今、検討しているところなんです。

そこでもう少し、今のお話は本当に参考になりましたし、もう一步踏み込んで言えば、私も0～2歳、もしくは0～3歳にはやはり保育主体でいいんだろうなという気はするんですね。それで4、5歳は、やはり教育の部分も少し手厚くならないと、さっき無藤先生がおっしゃった小学校との連携というか、小1プロブレムと言われますけれども、その大きな問題の一つにやはり保育園児と幼稚園児が一遍に小学校になると一緒になるということもあるんじゃないか。御両親も、今までそんなに交流がない部分もあります。

そうなると、やはり4、5歳は逆に言うと幼稚園型保育所といいますか、それで0～2歳は幼稚園というか、保育所ですよ。そういう機能がある種分けて重点化といいますか、そういうこともひとつ考えられるのかなと思ったりするんです。

ただ、認定こども園の場合はいろいろな取組みが今、行われていて、私も見に行ったり、ヒアリングもするんですが、やはり一体化しつつあるものの、しかし、最後には申請するところは幼稚園の分は文科省に、保育所の分は厚労省にということで、どうしても最終的にやはり二重にいろいろな申請なり、補助金なり、会計基準がなされていて、その手間が大変だというようなお話も聞くので、その点においていかがでしょうか。

泉政務官 実は、時間の関係もありましてもう一問、先にさせていただいて、両方お答えいただいとということをお願いしたいと思います。

ある種、幼稚園と保育所というのを今まで親子は一つのゴール地点にして保育所であれば、「保活」と最近言われるらしいですが、そのゴールを求めて一生懸命頑張るわけですね。何とかして入れないだろうか、入れないだろうか。しかし、首都圏などは特に入れないという状況がある中で、これまで

認可保育所と幼稚園をゴールとしてとらえてきたわけですが、そのゴールにたどり着けない親たちがたくさんいるまま、そして家庭の環境が必ずしもよくないという中で、先ほど高井政務官おっしゃったように、そういう状態で学校が初めての一緒になる場になるという状況で、相当ばらつきが出てきているんじゃないかということもある。

そういう意味で、また女性の就業率のことも含めて活力を下げているということにもなりでしょうし、これは改善していかなければいけないということで、保育ママですとか、最近多様なサービスが出てきているのは事実なんですね。

では、この多様なサービスというものをどうとらえたらいいのか。もちろん、質というものは一定なければいけない。そして、集団生活というものも子どもたちに学ばせなければいけない。つくっていかねばいけない。

そういう中で、今の状況からいけば、これまで少なくとも一生懸命それぞれ文科省、厚労省は取り組んできたんだけど、供給が全く追いつかないという状況があって、今、なお潜在需要が多数ある。恐らくこれから更に一生懸命頑張ったとしても、その供給は認可保育所と幼稚園だけでは追いつかないという状況がある中で多様なサービス、特に地域、家庭の中での保育というものをどうするかということについて何か手立てというか、お話があれば、それも同時にお答えいただきたいと思います。

大日向教授 それでは、泉政務官と高井政務官の御質問、両方にお答えしたいと思います。

確かに、泉政務官がおっしゃったみたいに都市部の待機児童問題は非常に深刻でして、認可保育園に入れるのは東大に入るよりも難しいというような親のメールも飛び交っているようです。

ただし、待機児の問題は都市部に関して申しますと3歳未満児が多いわけですが、0、1、2、3歳に焦点を当てますと、先ほどの高井政務官の御質問にお答えすることにもつながっていくと思いますが、3歳未満児を持っている親、特にお母さんたちは必ずしもフルタイムで、常勤職で働きたいと考えている方ばかりじゃなくて短時間雇用、あるいはフレキシブルな働き方を考えている人もいます。そういう方々に提供できる保育が今、足りないということですね。この辺りは、保育制度の改革の中では十分議論はしてまいりましたけれども、質の担保された多様な保育サービスをいかにして増やしていくかということに注力することが必要だと思います。

そのときに考えられますのは、3歳未満児は保育で、4、5、6歳は教育というのでは必ずしもないことができるかもしれないと思っているんですね。例えば、スウェーデンの方の保育園などに視察に参りますと、2歳児などで個を大切にすることということを非常に丁寧にしています。食事の量をどのくらい自分がとりたいかということや2歳児でも自分で選び、個を主張するというようなことをやっています。それはまさに3歳未満児の保育であり、個を尊重した教育でもあるんですね。それができ

るためには、小規模保育なんです。0、1、2歳ぐらいまでは小規模のところでもそういう個を大切に
した保育ができる。ところが4、5、6歳になると、やはり集団の中で皆の中で自分と他との関係を
学ぶ。これもまた大切な就学前教育であり、無藤先生がおっしゃるような小学校につなげていく幼児
の力の育成ということになってまいります。

保育の中身、子どもの生活の中身を年齢で切るということ。そして一方で、親の就労希望というこ
とをマッチングさせていきますと、政務官がお考えになっているようなところが比較的無理なく、保
育の多様なサービス提供ということで解消される可能性はあるかと私は考えております。

無藤教授 政務官御指摘の部分ですけれども、1つはやはり0、1、2歳の部分というものが広い
意味での教育でありながら保育であるというときに、いかにして多様な保育機会を提供するか、これ
がポイントだと思います。そういう意味では今、進められている施策とともに、育児休暇を更に広げ
る何らかのインセンティブを与えるということとか、それから家庭的保育についてなかなか広がり
が弱いんですけれども、それをどう広げるか。更に、ベビーシッターの場合は自分の家に来る場合です。
家庭的保育はそちらに行く場合でありますけれども、実は欧米、あるいは東アジアの国々を見たとき
に、待機児童の問題がこれほど深刻なのは日本が飛び抜けているわけですね。それはなぜかという
と、そういった個別のかなり個人的といいますか、1対1に近いような保育サービスがほとんど日本には
広がっていないということが非常に大きいと思います。そこをひとつ考える必要がある。それは、コ
スト的にも十分に見合うのではないかと思います。

それから、2番目は3歳以上の問題ですけれども、特に小1プロブレムなどが今、緊急の課題であ
りますが、もう少し広く学力差、あるいは子どものいろいろな意味での知的な能力、社会性の発達全
般を見たときに、かなり経済格差あるいは家庭環境の差が影響している。つまり、小学校低学年から
かなり学力差が実は見られるのではないかというデータが出てきているわけです。小1プロブレムと
言う、教室でおとなしく座っているだけみたいなイメージがありますが、実はもっと問題は深刻だ
し幅広い。そういう意味では、3～5歳の幼児教育の質をかなり上げていく必要がある。その上げる
必要があるのは実は保育所に限らず、多くの幼稚園にとっても大きな課題ではないか。そのための手
立てというものをどう尽くしていくのが、非常に課題としては深刻ではないか。そういうふう
に思っています。

駒村教授 高井政務官の0～2歳、3～5歳のサービスの組合せについては、もうお2人の専門
家が答えられていますので、私もこの部分はあまり知見もございませんのでそこは差し控えさせて
いただいて、泉政務官の御質問の多様なというところでございます。

保育サービス自体はなかなかアウトプット、質の尺度という意味でのアウトプットがないわけ
でございます。結局、そこに社会的規制を入れることによって参入規制になっている。

それからもう一つは不安定、市町村にとっては安定財源が確保できていない。これが、結局フル装備の従来型の認可保育所が少ない。そこで激しい競争になっているというのが一つの原因だと思います。

結局、アウトプット尺度はこれから保育の専門家の方によって開発してもらっていかなければいけない。つまり、どういう条件が立つとどういうふうにも子どもたちが変化するのか。ちゃんとそういう努力をやってもらいたいと思いますけれども、それを待っているわけにもいきませんので、やはり外形的にインプット、つまり外形的な基準を満たしていれば、それは参入OKにしていく。参入OKにして、待機児童が続々と来ても、実際はそれによって財政的に困ることはないというのと組合せでいくというのが大事なかなと思います。以上です。

泉政務官 ありがとうございます。

本当にもっともっとこれから議論を深めていきたいところですが、時間の関係で今日のヒアリングはこれで終了させていただきたいと思います。

今日、皆さんのお手元に「子ども・子育て新システムの構築に当たっての基本的な考え方」という紙をお配りさせていただきました。4つ、ここでは挙げております。

1つ目は、就学前のすべての子ども達の質のよい成育環境を整えること。それは子どもの権利条約にのっとった子どもの育ちの権利でもあるということ。

2つ目が、家庭、関係者、地域など大人社会が協調しあい、一体となって、すべての子どもに対して質のよい成育環境の創造に努めること。

3つ目が、男女共同参画の定着や労働力人口の減少などを踏まえ、女性が希望する社会参加を実現するためには、幼保一体化や質の確保された保育サービスメニューの多様化によって、仕事と家庭の両立が可能な環境を十分に整備すること。

そして4つ目が、子育て現場を支援する行政の即応性と柔軟性を高めるために、子どもに関する施策の推進体制の一体化を図るとともに、総合的にすべての子ども・子育て家庭への支援を行う「子ども家庭省（仮称）」の将来的な設置に向けた準備をすること。

このような基本的考え方で今、進めているところでございます。もちろん、この考え方も更にブラッシュアップをしていきたいというふうに考えておりますし、多くの関係者からこれからヒアリングをさせていただきたいと思います。本日お越しいただきました先生方におかれましては、これからもどうぞ御指導をよろしくお願いいたします。

本日のヒアリングはこれにて終了いたします。次回は、3月17日（水）の午後5時から、引き続き、有識者の先生からヒアリングを行う予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

(了)